

○財務省告示第三百三十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十一年九月八日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年十月九日

財務大臣 藤井 裕久

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第七十 七回、第七十八回、第八十回、 第八十一回、第八十二回、第八 十四回、第八十五回、第八十八 回、第九十回、第九十四回、第 九十八回、第九十九回、第二百 回、第二百零七回及び第二百零二 回、利付国庫債券（三十年）（第二 回、第三回、第八回、第九回、 第十回、第十一回、第十三回、 第二十回、第二十一回、第二十三回、第 二十四回、第二十五回、第二十六 回、第二十七回及び第二十八回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入		

（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）	（利付第三十回国庫債券）
一・一%	一・四%	一・八%	二・三%	二・四%	一・九%	二・一%	二・四%	二・一%	二・一%	二・一%	二・二%	二・三%
日年平三成四月二十五	十年平日十成二月二十四	十年平日十成二月二十四	日年平日五成四月二十二	日年平日五成四月二十二	日十平日二成四月二十	日十平日二成四月二十	六平日二成四月二十	十年平日十成二月二十九	日年平日九成三月二十九	日年平日三成三月二十九	日年平日九成三月二十八	日年平日六成三月二十八
五億円	三億円	十八億円	一億円	六億円	八億八千五百五十万円	七百七十億円	四百四十億円	四十億円	二十五億円	十億円	百億円	二十億円

（利付第三十国二十年庫八回券）	（利付第三十国二十年庫七回券）	（利付第三十国二十年庫六回券）	（利付第三十国二十年庫五回券）	（利付第三十国二十年庫四回券）	（利付第三十国二十年庫三回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）	（利付第三十国二十年庫一回券）
二・五%	二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・三%	二・〇%	一・七%
平成二十五年十月三十一日	平成二十四年九月二十九日	平成二十四年四月二十九日	平成二十四年四月二十八日	平成二十四年四月二十八日	平成二十四年四月二十八日	平成二十四年四月二十七日	平成二十四年四月二十五日	平成二十四年四月二十五日
二百二十三億円	二十億円	九十五億円	二百九十三億円	二百一十一億円	四億円	二十四億円	二十二億円	一億円